

随意契約見直し計画

平成 19 年 12 月

独立行政法人海上災害防止センター

1 . 随意契約の見直し計画

平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行するものとし、準備が整い次第 20 年度から順次一般競争入札等に移行することとした。

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(35%) 31	(28%) 147,377
一般競争入札等	競争入札			(51%) 45	(66%) 345,184
	企画競争	(0%) 0	(0%) 0	(1%) 1	(1%) 3,339
随意契約		(100%) 89	(100%) 522,723	(14%) 12	(5%) 26,824
合 計		(100%) 89	(100%) 522,723	(100%) 89	(100%) 522,723

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

(注 3) 当法人の、18年度契約相手方は同一所管法人等以外の者のみである

2 . 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期

平成 19 年 12 月までに以下の措置を講じるとともに、平成 20 年度から随意契約によることが真にやむを得ないもの以外については、順次一般入札等に移行する。

(1) 総合評価方式の導入拡大

随意契約の見直しに伴い、総合評価方式による一般競争入札の導入を拡大させるべく、そのための業務マニュアルを作成する。

(2) 複数年度契約の拡大

新規に調達する電子複写機、電子計算機等のOA機器に係る賃貸借契約において、複数年度契約を締結した方が有利である場合には、複数年度契約について検討し、一般競争入札等の準備を行う。

(3) 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加等を勘案し、職場内で事務処理の効率化に関する研修を実施するとともに、一時的に契約が集中することのないよう、契約措置についての計画を立てる。

(注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載